

令和4年度 第1回

高知市地域福祉計画推進協議会 資料

日時：令和4年6月1日（水）10：00～11：30

場所：総合あんしんセンター3階大会議室

目次

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿	・・・・・・・・・・	P. 1
高知市地域福祉計画推進協議会条例	・・・・・・・・・・	P. 2
施策の体系図	・・・・・・・・・・	P. 4
＜協議・報告事項＞		
（１）第２期高知市地域福祉活動推進計画 進捗状況		
① 高知市取組報告	・・・・・・・・・・	P. 5
② 高知市社会福祉協議会取組報告	・・・・・・・・・・	P. 6
（２）意見交換	・・・・・・・・・・	P. 7

【別紙資料】

資料 1-1	高知市の取組
資料 1-2	高知市地域福祉活動推進計画【第２期（2019～2024 年度）】 重点目標の進捗状況（高知市）
資料 2-1	高知市社協の取組【令和３年度】
資料 2-2	高知市地域福祉活動推進計画【第２期（2019～2024 年度）】 計画の推進に向けた取組の進捗状況（高知市社会福祉協議会）

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿

委嘱期間: 令和4年4月1日～令和7年3月31日

	所属	役職等	氏名
1	国立大学法人高知大学 教育研究部総合科学系 地域協働教育学部門	教授	玉里 恵美子
2	高知市地区社会福祉協議会連合会	代表	田所 稔
3	高知市町内会連合会	会長	長尾 達雄
4	高知市秦地区社会福祉協議会	会長	葛目 顕
5	高知市民生委員児童委員協議会連合会	監事	島元 健三
6	サードプレイスすろー	代表	高橋 英美
7	社会福祉法人昭和会 東部障害者福祉センター	施設長	佐々木 和秀
8	社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザ高知	理事 施設長	津野 高敏
9	社会福祉法人福井保育協会福井保育園	園長	渡辺 秀一
10	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知みその	センター長	武樋 保恵
11	特定非営利活動法人NPO高知市民会議	専務理事	田中 佐和子
12	特定非営利活動法人地域サポートの会 さわやか高知	会長	三谷 英子
13	特定非営利活動法人土佐山アカデミー	事務局長	吉富 慎作
14	はるの大好き!スズメ元気会	会長	大野 瑞穂
15	初月地区防災連合会	会長	松下 潤一
16	公募委員		木村 徹

●高知市地域福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 46 号)

(設置)

第 1 条 高知市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (5) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第 3 号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市地域福祉計画推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市地域福祉計画推進協議会（高知市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成24年3月13日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

＜施策の体系図＞

【基本理念】 だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

【スローガン】 地「参」地「笑」 福祉でまちづくり ～地域の宝（社会資源）を活かした「つながりのあるまちづくり」～

【基本目標】

【施策の方向性】

基本目標1

重点目標

地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

1-1

住民主体の地域福祉活動の推進

1-2

地域の多様な主体がつながる（連携・協働）仕組みづくり

基本目標2

重点目標

「おたがいさま」「ほおちょけん」の住民意識づくり

2-1

地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

2-2

保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発の仕組みづくり

基本目標3

地域活動など社会とつながる多様な交流の促進

3-1

地域活動につながる多様な交流の機会づくり

3-2

多様な社会活動の仕組みづくり

基本目標4

地域や福祉の担い手づくり

4-1

多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくり

4-2

既存の活動をつないでいく支援

基本目標5

重点目標

つながりのある相談支援体制の構築

5-1

地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

5-2

相談支援機関の連携体制の構築・強化

基本目標6

安全・安心につながる環境づくり

6-1

暮らしやすい生活環境の整備

6-2

災害時対策の充実

基本目標7

地域共生社会の実現のための体制基盤強化

7-1

市社協の役割の明確化及び機能強化

7-2

市の役割の明確化及び機能強化

<協議・報告事項>

(1) 第2期高知市地域福祉活動推進計画 進捗状況

① 高知市取組報告

⇒ 別紙資料 1 - 1, 1 - 2 参照

<協議・報告事項>

(1) 第2期高知市地域福祉活動推進計画
進捗状況

② 高知市社会福祉協議会取組報告

⇒ 別紙資料 2-1, 2-2 参照

<協議・報告事項>

(2) 意見交換

令和3年度 第2回推進協議会 委員提案内容について

【学びの場の拡大方法】

「学びの場」をどのように広げていけば、地域住民みんながこの地域福祉に関われるのかの検討が必要

【新しい広報や情報提供の在り方】

協議会での動画での情報発信(試行的)など、楽しみながら地域福祉について考えることができるような映像や資料の提供の在り方等の検討が必要

【地域福祉を知る市民の育成】

いきいき百歳体操を通じながら健康を考えるとや福祉を考えることのように、地域住民みんなが地域福祉についてよく知っている、そんな市民を育てていくためにできることの検討が必要

【情報を知らない市民や団体のつなぎ方】

様々な地域福祉に関する情報を知らない市民や団体のつなぎ方の検討が必要

【協議会の効果的な活用】

コロナ禍の協議会開催(短時間開催)で、事務局への質問やそれぞれの立場の方からのご意見を伺うのみで終わってしまうことがある。

検討テーマを絞った意見交換の実施

検討テーマ(案):「市民・団体が広く地域福祉について知り(学び)、関わってもらう(つないでいく)方法
～市民への効果的な情報発信～」

